

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について掲示を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で掲示を行っても差し支えないこと。

(5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 改正の趣旨

改正省令により、事業者による立入禁止、喫煙及び飲食の禁止並びに特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときの汚染等の除去の措置対象に、労働者以外の者であって作業に従事する者も追加されたことを受け、労働者以外の者にもこれらの措置を確実に遵守させる必要があることから、労働者に加えて、労働者以外の者についてもこれらの措置に係る遵守義務を設けたこと。

イ 解釈等

労働者以外の者については、立入禁止、喫煙及び飲食の禁止、汚染等の除去についての遵守義務について、罰則はないこと。

2 省令ごとの特記事項（共通事項以外）

(1) 労働安全衛生規則（改正省令第1条関係）

ア 改正安衛則第608条第2項関係

「ふく射熱からの保護措置」として、事業者が労働者以外の者も対象に有効な防護壁を設置する等の措置を講じた場合には、本項に基づく周知を重ねて行う必要はない趣旨であること。

イ 改正安衛則第609条関係

「炉の修理に係る作業」とは、炉を直接修理する作業に限らず、炉の修理に際しての炉内の原材料等の搬出や修理前の清掃作業等も含まれる趣旨であること。

ウ 安衛則第617条関係

熱中症の予防には、喉の渇きにかかわりなく、定期的に水分及び塩分を摂取することが重要であるため、多量の発汗を伴う作業場に備えた塩及び飲料水については、改正省令の改正趣旨に鑑み、労働者に限らず、当該作業場で作業に従事する者が摂取できるよう配慮することが望ましいこと。

(2) 有機溶剤中毒予防規則（改正省令第2条関係）

ア 改正有機則第26条関係

改正有機則第26条第1号及び第6号における作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、有機溶剤業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、それぞれ同条第2号及び第7号において、第2の1(1)ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

(3) 四アルキル鉛中毒予防規則（改正省令第4条関係）

ア 改正四アルキル鉛則第6条第4項関係

改正四アルキル鉛則第6条第1項第1号から第5号までにおける作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、同項の業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、同条第4項において、第2の1（1）ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

イ 改正四アルキル鉛則第20条第2項関係

本項に規定する「関係者以外の作業に従事する者」の「関係者」とは、被害者の救出、緊急時の物品等の持ち出し、汚染除去又は修理等の作業のためにやむを得ず事故現場内等に立ち入る者をいい、「作業に従事する者」とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。

(4) 特定化学物質障害予防規則（改正省令第5条関係）

ア 改正特化則第12条の2関係

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、第12条の2第1項の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないところ、当該業務を請負人に請け負わせるに当たって、作業内容等に鑑み、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等が生じることが想定されない場合においては、同条第2項の周知は不要であること。

イ 改正特化則第38条の12第2項第2号関係

コークス炉上において、又はコークス炉に接して行う製造の作業に関し、事業者は、改正特化則第38条の12第1項第7号において、労働者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこととされているところであるが、当該作業規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該作業規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても当該作業規程を周知させなければならないこととしたものであること。

ウ 改正特化則第38条の14第1項第11号関係

改正特化則第38条の14第1項第11号ハの「労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居室等の外から行うこと」とは、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるとき（労働者以外の者が測定を行うときは、当該者に対し、送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知さ

せるとき) 以外は、当該居室等の外から測定を行う必要があることをいうこと。

(5) 高気圧作業安全衛生規則 (改正省令第6条関係)

ア 共通事項 (改正高圧則第8条、第9条、第14条、第18条、第19条、第20条、第28条、第29条、第30条、第32条、第33条、第36条及び第42条関係)

潜水業務や高圧室内業務は、水中や外部とは遮断された作業室等の内部で行われることから、事業者がこれらの業務の一部を請負人に請け負わせた場合は、当該請負人やその請負人の労働者等に対しても、事業者自らが使用する労働者と同様に、事業者が圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等を行うことが一般的である。このため、事業者が潜水業務や高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合は、立入禁止や退避などの措置のほか、圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等について、労働者に対して実施が義務付けられている措置と同様の措置を、当該請負人に対しても講じなければならないとして、新たに事業者に義務付けたものであること。

イ 改正高圧則第8条第1項及び第9条関係

空気圧縮機による送気は、空気圧縮機によって圧縮された外気を高圧状態で空気槽に貯め、当該空気槽からエアホースを通じ、設定した圧力で水中で作業する者に対して送られるという一連の過程を経るものであるため、潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、必要な設備等を請負人に周知させるのみでは、潜水業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が潜水業務の一部を請け負わせる場合において、圧縮空気により送気を行うときは、潜水作業員以外の者も含め潜水業務に従事する者ごとに空気槽を設置すること等を事業者に対して義務付けたものであること。

「潜水業務従事者」には、事業者が潜水業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該潜水業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該潜水業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

ウ 改正高圧則第10条の2関係

第10条の2第1項の「人数の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ICカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

同条第2項の「必要な措置」には、作業の中断、作業室又は気こう室からの退避、医療機関への搬送等が含まれる趣旨であること。

エ 改正高圧則第14条、第18条第3項、第19条第1項及び第2項並びに第20条関係

気こう室における加圧又は減圧に際しては、事業者が加圧・減圧速度や気

こう室内の設備等の管理を行うものであることから、高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合、加圧・減圧の速度等を請負人に周知させるのみでは、高圧室内業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、高圧室内作業員以外の者も含め高圧室内業務に従事する者に対し、加圧を行うときには毎分 0.08 メガパスカル以下の速度で行うこと等について義務付けたものであること。

「高圧室内業務従事者」には、事業者が高圧室内業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該高圧室内業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該高圧室内業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

オ 改正高圧則第 21 条第 3 項関係

通話装置故障時の連絡方法については、高圧室内業務従事者のほか、気こう室における加圧・減圧に関係する空気圧縮機の運転者及び連絡員が把握しておく必要があることから、「見やすい場所」への掲示については、気こう室の入口付近だけでなく、これらの者の作業位置に応じ、複数箇所に行うことが適当な場合があること。

カ 改正高圧則第 27 条関係

第 15 条等の改正に伴い、第 27 条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

キ 改正高圧則第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条及び第 33 条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

ク 改正高圧則第 36 条関係

潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人がその使用する労働者を潜水業務に従事させる場合には、当該請負人は労働安全衛生法上の事業者として本条の適用を受け、その使用する労働者について、本条に基づく措置を講じなければならない。一方、請負人自らが潜水業務に従事する場合（労働者を使用していない場合を含む。）については、当該請負人に係る措置を講ずる者が存在しない状況にあったことから、本条の改正により、潜水作業員に対して実施するのと同様の措置を事業者に義務付けることとしたものであること。

請負人が労働者を使用する場合には、当該請負人も労働安全衛生法上の事業者として、本条に基づく措置義務を負うこととなるが、この場合、連絡員の配置や連絡員に行わせる事項が複数の事業者の管理のもと輻輳して行われることにより、潜水業務従事者に健康障害を生じさせることがないように、連絡員の配置や連絡員に実施させる事項について、事業者と請負人があらかじめ調整の上、潜水業務を行うことが望ましいこと。

例えば、事業者が自ら使用する労働者 2 名を潜水業務に従事させた上で、当該潜水業務の一部を請負人に請け負わせている場合において、さらに当該請負人がその使用する労働者 1 名とともに潜水業務に従事するようなときは、請負人自らと当該請負人が使用する労働者 1 名の計 2 名で、事業者に使

用される労働者2名と連携して潜水業務を行うこととなる。このような場合には、計4名が潜水業務に従事することになるため、第36条第1項に基づき、事業者は2名の連絡員を配置する必要がある。また、請負人は労働者を使用しているため、労働安全衛生法上の事業者該当し、同項に基づき、1名の連絡員を配置する必要がある。この場合、事業者が配置した2名の連絡員と、請負人が配置した1名の連絡員の作業が輻輳し、却って、潜水業務に従事する者に高気圧障害を引き起こすおそれがあることから、連絡員を配置する際には、あらかじめ、事業者と請負人とが調整を図り、連絡員による作業が輻輳することがないように、①潜水業務に従事する4名に対し、事業者が2名の連絡員を配置する、②事業者と請負人がそれぞれ1名ずつ連絡員を配置するなどの対応を行うことが望ましいこと。

ケ 改正高圧則第42条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

(6) 電離放射線障害防止規則（改正省令第7条関係）

ア 共通事項

改正省令により、事業者が放射線業務等の一部を請負人に請け負わせる場合には、当該請負人といった労働者以外の者にも一定の措置を講ずることが新たに義務付けられたが、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）等の他法令に基づき、事業者が労働者以外の者も含め、被ばく線量の管理等を行っている場合については、改正電離則において、今回新たに義務付けられた周知を重ねて行う必要はないこと。

事業者は、一の労働者が電離則に基づく放射線業務と除染則に基づく除染等業務又は特定線量下業務の両方に従事する又は従事した場合には、電離則第61条の3に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、電離則第4条第3項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ 改正電離則第4条第3項、第5条第2項、第6条第2項関係

第4条第3項、第5条第2項及び第6条第2項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ 改正電離則第18条の2関係

事業者は、特定エックス線装置等を放射線装置室以外の場所で使用するときは、労働者が立ち入らない方向に照射する等の措置を講じなければならないこととされているところ、労働者以外の者であって、付近で別の作業に従事している者が認識することなく放射線に被ばくする可能性があるため、請負の有無にかかわらず、労働者以外の作業に従事する者も含め、当該措置を講じなければならないこととしたものであること。

エ 改正電離則第30条第4項関係

事業者が用意した用具のみを使用させ、当該用具の汚染検査及び汚染が別

表第3に掲げる限度以下になるまで当該用具の使用を禁止する等の管理を事業者が行う場合については、第30条第4項の請負人に対する周知を重ねて行う必要はないこと。

オ 改正電離則第31条第4項及び第5項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による2次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ管理区域から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ 改正電離則第32条第3項及び第4項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から持ち出す物品について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ 改正電離則第41条の8の2関係

第41条の8の2第1項は、改正省令による改正前の第41条の9に基づき、第26条本文を処分事業者に準用していたものについて、第41条の8の2第2項に基づく周知規定を置くことと併せて、独立した条文として新設したものであること。

ク 改正電離則第41条の9関係

第30条第4項の追加等に伴い、準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

ケ 改正電離則第41条の11第2項、第41条の12第2項及び第41条の13第2項関係

加工施設等の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う作業に関し、事業者は、労働者の放射線による健康障害を防止するために必要な規程を定め、労働者に対して周知させなければならないとされているところであるが、当該規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してもこれを周知しなければならないこととしたこと。

コ 改正電離則第45条第4項及び第5項関係

第45条第4項及び第5項に基づき、事業者から周知を受けた請負人について、当該請負人が自ら事故現場の必要な場所ごとの外部線量による線量当量率等を測定することは、技術的にも、現場の管理権原との関係でも難しい場合が多いため、事業者が同条第2項に基づき測定を行った場合には、その

結果を請負人に提供することが望ましい。なお、事業者が労働者について実施するのと併せて、請負人やその請負人の労働者等の分まで測定又は計算を行っている場合については、同条第4項及び第5項に基づく請負人への周知を重ねて行う必要はないこと。

サ 改正電離則第54条第4項関係

事業者は、第54条第1項に基づき放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分について実施した線量当量率又は線量当量に係る測定又は同条第2項の計算による結果について、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させなければならないこととされているところ、線量当量率等の測定等の結果については、管理区域に立ち入る者が、被ばく線量測定の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、請負関係の有無にかかわらず、労働者以外の者も含め、管理区域に立ち入る者に対して周知させなければならないこととしたこと。

シ 改正電離則第62条関係

第7条第4項及び第5項の追加等に伴い、第62条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

(7) 酸素欠乏症等防止規則（改正省令第8条関係）

ア 改正酸素欠乏症等防止規則第8条第2項関係

第8条の「人員の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ICカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

(8) 東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（改正省令第11条関係）

ア 共通事項

事業者は、一の労働者が除染則に基づく除染等業務、特定線量下業務又は電離則に基づく放射線業務等に従事する又は従事した場合には、除染則第29条に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、除染則第3条第3項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ 改正除染則第3条第3項及び第4条第2項関係

第3条第3項及び第4条第2項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ 改正除染則第5条第9項から第11項まで関係

事業者が請負人に請け負わせる除染等業務が平均空間線量率2.5マイクロシーベルト毎時以下の場所でのみ行われる特定汚染土壌等取扱業務である

場合には、第5条第9項から第11項に基づく周知の義務は生じないものであること。また、事業者が請負人やその請負人の労働者等の除染等業務に係る外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定する場合については、これらの規定に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

エ 改正除染則第7条第3項及び第4項関係

事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第7条第1項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

加えて、事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後2週間ごとに、第7条第2項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、特定汚染土壌等取扱作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

オ 改正除染則第14条第4項及び第5項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による2次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ当該作業場から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ 改正除染則第15条第3項及び第4項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から持ち出す物品について、汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ 改正除染則第16条第3項及び第17条第2項関係

事業者が除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、汚染管理も含め、当該請負人やその労働者等に事業者が用意した保護具のみを使用させる場合については、第16条第3項及び第17条第2項に基づく周知を重ねて実施する必要はないこと。

ク 改正除染則第 25 条の 2 第 3 項、第 25 条の 3 第 2 項関係

第 25 条の 2 第 3 項及び第 25 条の 3 第 2 項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの基準を周知させることで差し支えないこと。

ケ 改正除染則第 25 条の 4 第 5 項及び第 6 項関係

事業者が特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、当該請負人やその請負人の労働者等の特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定する場合については、第 25 条の 4 第 5 項及び第 6 項に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

コ 改正除染則第 25 条の 6 第 2 項関係

事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後 2 週間ごとに、第 25 条の 6 第 1 項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するためが必要であることから、特定線量下作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること



注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。